

ヘッドライン

- 米国の投資規制
- デジタル製品のセキュリティ:EU 規制案のインパクト
- 強制労働の排除:米国、EU、日本のアプローチ
- サプライチェーン強靱化と産業統制の動き

米国の投資規制

バイデン米大統領は15日、安全保障の観点から対内投資を審査する**対米投資委員会(CFIUS)**が重視すべき分野などをまとめた**大統領令**を発出した。同大統領令はCFIUSの権限を拡大するものではないが、米国政府の**経済安全保障上の関心事項**を端的に示すものとして注目される。具体的には、審査における留意点として、①重要なサプライチェーンの強靱性への影響、②米国の技術的優位性への影響、③個別の影響は限定的でも総体的には安全保障上の影響を及ぼす投資トレンド、④サイバーセキュリティ上のリスク、⑤米国人の機微なデータに対するリスクを挙げている。

対内投資に加え、機微技術関連の中国企業などに対する**対外投資規制**の行方も注目される。**議会**では以前から対外投資審査制度の導入が議論されているが、これとは別途、米政府が対外投資審査に関する大統領令を発出するとの**報道**も出ている。米国の規制は直ちに日本企業に影響を及ぼすものではないとみられるが、いずれ米国が日本を含む同志国にも協調を求めてくる可能性は排除できない。

デジタル製品のセキュリティ:EU 規制案のインパクト

デジタル化によって多様な製品が外部との接続機能を備えるようになり、**サイバー攻撃に対する脆弱性**への対応が喫緊の課題として浮上している。例えば、29日には**三菱電機**が家電製品の通信機能に脆弱性が見つかったことを発表。情報漏洩のリスクは低いですが、300万台弱の製品が該当するという。

こうした状況を踏まえ、欧州委員会は15日、デジタル製品のサイバーセキュリティ対策を強化する**サイバーレジリエンス法案**を**発表**した。IoT製品を始め、他の製品やネットワークに接続する全ての製品が対象とされており、セキュリティ要件を満たさない製品はEU市場で販売できなくなるほか、違反に対する製品回収などの措置や制裁金の賦課も規定されている。製造段階のみならず流通・販売を含めた製品のライフサイクル全体を規律しており、メーカー以外の企業も影響を受ける。

EUの規制はしばしば事実上のグローバルスタンダードとして機能することが指摘されており(**ブリュッセル効果**)、日本企業への影響も大きい。日本政府は経済安全保障政策の一環として、重要インフラのサイバーセキュリティ対策を進めているが、今後、より幅広い産業に対する取組が求められることになりそうだ。

強制労働の排除: 米国、EU、日本のアプローチ

欧州委員会は 15 日、強制労働により生産された製品の輸出入や域内販売を禁止する規則案を**発表**した。域内を含む全ての国や産業を対象にしており、問題が発覚した製品の回収を求める規定も含まれる。中国・新疆ウイグル自治区を始め、特定地域の製品に対する輸入規制を強める**米国**とは異なるアプローチだが、**人権問題への対応に強制的な措置を活用する動きは加速している**。

折しも、12 日には国際労働機関 (ILO) などが**現代奴隷制**(強制労働・強制結婚)に関する**報告書**を公表。全世界で 2,760 万人が強制労働に従事しており、前回 2016 年の推計から 270 万人増加したと指摘した。

日本では、経産省が**サプライチェーンにおける人権尊重に関するガイドライン**を策定するなど、現段階では企業の自主的な取組を促す政策が中心だが、G7 のメンバーとしてより積極的な対応を求める国内外の圧力は強まるとみられる。

サプライチェーン強靱化と産業統制の動き

日本を含む各国が重要物資のサプライチェーン強靱化を進める中、需要ひっ迫時などにおける**政府介入を強化する動きが広がっている**。

日本で5月に成立した**経済安全保障推進法**では、重要物資のサプライチェーンに関する調査権が政府に付与されたものの、生産統制などの権限は規定されていない。既存の法令では、食料や石油に関する業法のほか、終戦直後に制定された物価統制令やオイルショック時に制定された国民生活安定緊急措置法などが存在し、後者はコロナ禍でマスクなどの転売規制に活用されたものの、需給ひっ迫への対応は不十分との**指摘**がある。

こうした中、政府が 2 日にまとめた**感染症法**の改正方針では、緊急時に政府が医薬品や医療機器の**生産要請・指示**を行えるようにすることとされた。また、防衛分野では、自衛隊の継戦能力の向上に向け、政府が**火薬工場**を建設して企業に**生産を委託**すると報じられている。今後、こうした仕組みが他の産業にも広がるか注目される。

米国では朝鮮戦争中の 1950 年に**国防生産法**が制定されており、コロナ禍では政府が企業に人工呼吸器の増産を命じるなど、実際に統制権限が発動されている。EU では、欧州委員会が 19 日、**単一市場緊急措置**を提案。サプライチェーンの混乱に際し、加盟国による域内物資の流通制限を禁じる一方、欧州委員会が企業に対して危機関連物資の情報提供や域内向け生産・供給の優先を命じることができるとされる。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。